

車上作動処理委託契約事業者の皆さまへ

## エアバッグ類適正処理の重要なお知らせ

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。

先般送付しましたご案内（JARP 2013.04 A-1213）の通り、エアバッグ類車上作動処理業務規約、遵守事項が 10月1日 に改訂されます。

上記に伴い、規約に違反し登録取消となった事業者については、自再協のホームページに実名等を公表いたします。 (<http://www.jarp.org/>)

契約業者の皆様におかれましては、引き続き車上作動処理業務の適正な実施・管理をお願いいたします。

### 主な違反例

- ① エアバッグ類(シートベルトプリテンショナ含む)未処理車台の輸出・破砕業者等への引渡し
- ② エアバッグ類未処理車台の管理台帳実績記入、電子マニフェスト引渡報告
- ③ 未処理エアバッグ類（ハーフカット車含む）の不適正保管、輸出、販売、購入
- ④ 敷地内での第三者による車上作動処理、解体行為、未処理エアバッグ類の保管
- ⑤ 監査等の業務調査の受け入れ拒否、監査時の暴力・威嚇

※別添該当例参照。業務規約 7 条(7)については公表の対象外です。

### 公表イメージ

「最新トピックス」と「PICK UP」に1年間掲載されます  
例：エアバッグ類車上作動処理登録取消業者を公表しました。  
(△△県1事業者)

※事業者/事業所名、事業所の住所、取消理由を公表いたします。

※公表の情報は、国/管轄自治体および自動車メーカーにも報告いたします。

自動車再資源化協力機構（業務部）

TEL: 03-5405-6155 / E-mail: info@jarp.org

## 登録取消・一時停止要件の主な該当例について

以下は、エアバッグ類車の上作動処理業務規約「第7条第1項」に該当する主な例です。

本条項に該当した場合、車の上作動処理委託契約業者としての登録が取り消される、または車の上作動処理業務が一時的に停止されることがありますので、内容を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(太字は今回の改訂に伴い見直しを行った箇所です)

登録取消・一時停止要件	主な該当例
第7条（登録の取消し、業務停止等）	
1. 加入事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車の上作動処理業務を一時停止することができるものとします。	
(1) 本規約の各条項及び別紙「車の上作動処理における遵守事項」（以下「別紙」といいます）に定める条件に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき ※1	<p>■車の上作動処理実施責任者が業務管理をしていない。また、最新の情報について担当者に教育を実施していない。</p> <p>■自動車メーカー等が提供する「適正処理情報」等に記載している安全な車の上作動処理の作業手順・作業方法を守っていない。 ※不適正な作業手順・作業方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアを閉めガラス等の飛散防止をしていない。</li> <li>・ 通電時の距離確保と遮蔽物の設置をしていない。</li> <li>・ エアバッグ類を車台から外し、シートの上等で作動処理をしている。</li> <li>・ <b>ハーフカット等がされた車台を作動処理している。 ※2</b></li> </ul> <p>■基本的に車の上作動処理を行っていない（取外回収を行っている）。</p> <p>■本規約に基づいた業務を第三者（自社の役員及び従業員でない者）に実施させている。</p> <p>■監査等で改善指摘があった場合に改善報告の提出を行わない。</p>
(2) 申込書の記載内容に虚偽があったとき	■事業者/事業所情報の記載に虚偽がある（例：虚偽の事業所住所等を申請していた場合）。
(3) 車の上作動処理実施の報告内容に虚偽があったとき	■使用済自動車のエアバッグ類を車の上作動処理していないのに、（管理台帳に実績記録を記入し）エアバッグ類の引渡報告をしている。
(4) 車の上作動処理の実施にかかる情報を記録していないとき	■管理台帳を作成していない（記入状況や記入内容に不備がある場合も含む）。
(5) 自動車リサイクル法もしくは関連法令に違反したとき、または、そのおそれがあるとき	<p>■使用済自動車のエアバッグ類について以下の状況が生じた。（生じる可能性が高い場合も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車の上作動処理を行わず破砕工程に引渡した。</li> <li>・ 未作動のまま転売した。または転売目的で保管していた。</li> <li>・ <b>未作動のものを購入した。</b></li> </ul> <p>■エアバッグ類が未作動となっているハーフカット車台等について、以下の状況が生じた（生じる可能性が高い場合も含む）。 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売した。または輸出した。</li> <li>・ <b>購入した。</b></li> </ul> <p>■解体業の許可を受けている敷地内で、第三者が不適正な解体行為や、未作動エアバッグ類の保管を行っていた（名義貸し、場所貸し）。</p> <p>■関連法令（廃棄物処理法等）に違反した。</p>
(6) 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき	■自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けた。
(7) 継続的に車の上作動処理の実施及び引渡実施報告がないとき	■12ヶ月連続して車の上作動処理の実績がない。
(8) 車の上作動処理業務を適切に行うことができないと認められる事由が生じたとき	■他車の未作動エアバッグ類を混入したまま、破砕工程へ引き渡し、または引き渡そうとしている（引き渡され得る状況にある場合を含む）。
(9) その他車の上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき	<p>■監査等の業務調査受け入れを拒否した。</p> <p>■監査等で「報告書兼確認書」の取り交わしを拒否した。</p> <p>■監査等で暴力・威嚇等を行った。</p> <p>■監査等に関する情報を、許可なく第三者に開示・公表した。</p> <p>■近隣からの苦情等が発生した場合に、迅速な対応、改善を行わない。</p> <p>■（廃業等により）連絡が全くとれなくなった。</p>

※1 改善を求めた際に是正されても、当該違反が複数回発生した場合は、是正がないものと判断します。

※2 ハーフカット作業は、車の上作動処理作業を実施してから行ってください。  
(ハーフカット後に車の上作動処理を行うことは安全上大変危険です。)

※ 使用済自動車について記載した例は、解体自動車についても同様に扱います。

作成：2009年10月1日

改訂：2010年6月1日

改訂：2013年10月1日